

「地域 ICT プラットフォーム構築事業」 アプリケーション構築・運用業務委託仕様書

1 件名

「地域 ICT プラットフォーム構築事業」アプリケーション構築・運用業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(※ただし、令和 9 年 4 月 1 日からプラットフォームの本格稼働開始予定)

3 委託金額の上限

10,000,000 円

※ 消費税及び地方消費税相当額を含む。

※ 本契約においては、アプリ構築費に加え、履行期間中のアプリ利用料及び保守・管理経費を契約金額に含む。

※ 翌年度以降の経費については、業務内容の具体化に伴い、年度ごとに別途協議のうえ定めるものとする。

4 業務目的

本業務は、京都市（以下「本市」という。）と自治会等が連携し、回覧板のデジタル化等をはじめとする地域団体向けのデジタルプラットフォーム（以下「システム」という。）を構築・運用するものである。

システムを通じた情報の迅速な伝達、地域コミュニティの役員の業務負担軽減、および多様な世代が自治会活動へ参画しやすい環境づくりを促進し、持続可能な地域コミュニティの形成に資することを目的とする。

5 利用対象

本システムの利用対象は、以下のとおりとする。

(1) 京都市（行政区含む。）

(2) 学区自治連合会等（最大 222 団体）

(3) 自治会等のうち利用を希望する団体（300 団体程度を想定）

※ 実際の導入自治会等数は、自治会等の利用申請数により変動する。利用団体数により経費が増減する場合は、実績に基づき別途協議を行う。

6 基本機能要件

以下の要件を満たすシステム（アプリ・グループウェア等）を提案すること。なお、

既存製品をベースとした提案を妨げない。

(1) 電子回覧板機能

- ・ 本市又は団体の管理者から利用者に向けて回覧等の情報発信ができること。
- ・ 配信したお知らせを一覧で表示できること。
- ・ 新着情報を受信した際のプッシュ通知を可能とすること。
- ・ 受信した情報の既読・未読を判別できること。
- ・ 回覧板に PDF や画像データ（JPEG、PNG 形式等）を添付できること。
- ・ 配信された回覧板については、京都市、学区自治連合会等、自治会等のどのコミュニティから配信されたものかどうか区別ができる状態であること。
- ・ 過去に投稿された内容について検索が可能であること。
- ・ 配信の対象となる役職等を限定できること。

(2) 掲示板機能

- ・ 団体内の利用者間で意見の発信や情報共有等ができる掲示板機能を備えていること。

(3) アンケート機能

- ・ 回答期日の設定が可能なアンケート機能を用いて、会議やイベント等の出欠確認の回答が可能であること。
- ・ 管理者はアンケート結果の自動集計及び回答を確認できること。

(4) 階層構造

- ・ 京都市、学区自治連合会等、自治会等の階層構造を有し、①京都市から学区自治連合会等、②学区自治連合会等から自治会等、③京都市から自治会等というパターンで、電子回覧板を配信することができること。

(5) その他

- ・ 組織ごとのユーザー数や情報発信の件数などのシステムの利用状況を市が統計データとして収集できること。
- ・ その他、集金機能など自治会等の負担軽減に資する機能を有している、又は、将来的に実装できる余地があること。
- ・ 運用開始後には、ユーザーの意見等を踏まえ、機能の改善や向上、構造の変更等を柔軟に行えるシステムであること。
- ・ 利用者のニーズ等に対応した継続的なアプリの改良や新規の機能実装が予定されていること。また、本市を含む利用者からのニーズ等を収集し、継続的にアプリの改良等に反映させることを検討すること。
- ・ 多言語に対応すること。

7 評価対象となる提案事項（加算対象）

本業務において、基本機能に加え、以下の要件については提案内容を審査の加算対象とする。これらの提案がある場合、その実現可能性、導入効果、将来性を評価し、技術点として加点を行う。また、以下の機能の開発について、翌年度以降の着手になる場合は、その旨を明記した上で、令和9年度以降の運営・開発費の概算に含むこと。

(1) 未加入者への情報発信機能

- ・ 自治会等の未加入者に対する地域活動への参加を促進するため、地域団体の管理者が未加入者に情報発信するための機能を実装可能であること、又は API 連携により実現できること。

(2) 外部システム・既存アプリとの連携

- ・ 京都市公式アプリ又は市民に広く普及しているアプリとの連携が可能で、利用者の同一性を保持するシングルサインオン（SSO）等の認証技術などを実装できること。
- ・ 京都市公式アプリ又は市民に広く普及しているアプリから当該サービスのプッシュ通知を受信すること、またはその逆のデータ連携が可能であること。
- ・ 外部連携機能において、他社製アプリ等とデータ連携を行う場合は、OAuth 2.0 等のセキュアな認証・認可方式を採用すること。

(3) 将来的な課題解決に資するための拡張性

- ・ 本プラットフォームを基盤として、将来的な京都市の暮らしに関連した地域課題（福祉・防災・環境・各種行政サービス等）をどのように解決に導くか、事業者自身が描く「将来像」及びそれを具現化するための「中長期的な展開ロードマップ」について、主体的かつ効果的な提案を行うこと。
- ・ 今回の機能をベースに、将来的な暮らしに関連した地域課題解決や住民サービスにおいて、利用者の情報を厳格に保護しつつ安全かつシームレスに機能接続できる柔軟なデータベース構成が可能な仕様であること。
- ・ 最終的には、京都市民全体をユーザーとすることが可能な拡張可能性を持っていること。
- ・ 利用者のプライバシー保護を前提として、将来の地域課題分析等に向けたデータ連携、AI 予測モデルを組み込んだ地域支援・安全対策等の実施、または多様なサービスとの柔軟な相互接続（API 連携）に十分対応できる拡張性のあるデータベース構造をしていること。
- ・ その他、市民に提供する各種オンラインサービスとの広汎な連携の可能性を有していること。
- ・ 上記の拡張性を有する場合は、システム全体の権限を持つ市管理者アカウント

向け管理画面へのログインに多要素認証（ID・パスワードに加え、ワンタイムパスワード送信（メール等）等による二要素目の認証）を用いるなど、管理者アカウントの不正奪取による情報漏洩等を確実に防ぐセキュリティ対策を講じること。

(4) 将来の維持管理コストの妥当性

- ・ 上記(1)～(3)における拡張機能の開発・追加について、他のアプリとの将来的な連携やユーザーの増加に対し、限界費用が低減若しくは抑制的な費用構造を持っていること。
- ・ 極力、標準化された規格を持ち、知財の活用には制限が少ないオープンな Web 技術（標準化された規格）を使っていること。

8 業務実施体制及び管理

受託者は、円滑な事業遂行のため、以下の体制及び管理を行うこと。

(1) 実施体制

- ・ 本業務を確実に履行できる体制を構築し、本市に対し明示すること。
- ・ サービス開始以降は24時間365日、市民によるアプリ操作が行われるため、休日や年末年始も含めて、常に本市と連絡が取れ、システム上のトラブル対応が可能な体制をとること。

(2) 運用サポート体制

ア 操作マニュアル

- ・ 市職員や自治会等関係者がシステムの操作方法を習得できるよう、分かりやすいマニュアルを提供すること。また、自治会等への周知を円滑に実施するため、必要に応じて加工等が可能なマニュアルのデータ等を本市に提供すること。

イ 市職員及び自治会等管理者向け操作説明会

本市が指定した時期に、市職員及び自治会等管理者向けに操作説明会を実施すること。

- ・ 回数：3回
- ・ 参加人数：延べ200人程度
- ・ 開催場所：市内（本市が指定する場所）
- ・ 実施方法：集合型の説明会（受託者はオンラインでの参加も可）

ウ 運用支援

本市又は自治会等からの問合せに対応するほか、自治会等からの問合せが多い内容や回答等を取りまとめ、打合せ等の場で本市に共有すること。

エ 利用者意見等の収集

アプリ等を通じて、アンケート等により利用者からの改善意見等や当事業の効果計測するためのデータを収集すること。

(3) 作業工程表の作成等

- ・ 契約期間に係る作業工程表を作成・提出すること。工程の変更や補足が必要な場合は、その理由を明確にしたうえで市と協議を行い、最新の工程表を常に維持すること。

(4) 各種打合せ及び記録等

- ・ 受託者は、本業務に係る打合せや協議等に出席し、速やかに議事録を作成、管理すること。また、必要に応じて、受託者以外が作成する議事録等の内容を確認し、本市に対し助言等を行うこと。

(5) 業務遂行上の一般事項

- ・ 本仕様書に明記なき事項であっても、本業務の遂行に当たり必要と認められる事項については、市の指示に従い、協議のうえ実施すること。

9 システム・セキュリティ・技術要件

(1) 動作環境及びアプリ配信

ア 動作環境

- ・ 国内で一般的に使用されるスマートフォン（かんたんスマホ含む。）やタブレットで可以使用すること。
- ・ 本市及び団体の管理者に関しては、パソコンでも使用すること。
- ・ OS は現時点で想定される最新のメジャーバージョン以上を必須とし、今後の OS メジャーアップデートにも原則対応すること。

イ アプリの配信

アプリは「AppStore (iPhone・iPad 向け)」、「GooglePlay ストア (Android 端末向け)」へ登録、公開されること。

(2) システムの信頼性及び可用性

ア 稼働時間

- ・ 本アプリの稼働は、本市が合意した計画的な停止を除き、24 時間 365 日であること。
- ・ 本アプリを停止する必要がある作業（バージョンアップ等）が発生した場合には、必ず本市と協議すること。
- ・ 深夜等のメンテナンス時間帯以外でのサービス利用を保障し、提供環境の OS やブラウザの最新バージョンには速やかに対応すること。ただし、新バージョンの不具合が確認された場合は別途市と協議すること。

イ パフォーマンス

- ・ アクセス数の増減に応じて、柔軟かつ迅速に拡張・縮小（オートスケール）できる構成であること。

- ・ アプリ画面遷移は2秒以内に完了することが望ましい。

ウ 障害対応・復旧

- ・ システム障害を未然に防止するため、平時における予兆監視や予防保守（アップデート作業等を含む）、および稼働開始後の定期点検を着実に実施すること。
- ・ システム障害や災害等の発生時には即時・早期の復旧に努め、速やかに原因究明と再発防止策を講じること。
- ・ 上記の運用、保守、および障害対応を確実に行うための、サービスの維持管理及び保守作業、障害対応を実施するにあたって必要となるサービス保守要員を配置し、平時・有事の連絡体制及び障害対応・復旧・データ復元等の方針について、提案書で明示すること。

エ 不具合対応

- ・ サービス開始後、本市に責のない不具合等が生じた場合、受託者の責任と負担において無償かつ速やかに改修を行うこと。

オ 継続性・拡張性

- ・ 履行期間終了後においても、維持管理を容易かつ安価に行うことができること。
- ・ 仕様の追加や変更に必要な限り柔軟に対応できるアプリ設計であること。

(3) 堅牢性及びデータ保全

ア データ保管場所

- ・ システム及び蓄積データの保管場所は、原則、十分なセキュリティ対策等が講じられた日本国内のクラウドサーバ（パブリッククラウド等）とすること。また、データは原則として日本国内での管理を必須とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。
- ・ 上記以外の取り扱いをする場合は、別途本市が審査し、承認した場合に限るものとする。

イ バックアップ・冗長化

- ・ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時に最終バックアップ地点まで確実に復旧できる仕組みを構築すること。

(4) セキュリティ対策

- ・ アプリとサーバ間及びシステムを構成するコンポーネント間の全ての通信は、TLS 1.2 以上を用いて暗号化すること。
- ・ OWASP Top 10 等の既知の脆弱性に対する対策を講じること。
- ・ 開発完了時及び公開後機能追加時に、第三者機関による脆弱性診断を実施し、検出された脆弱性については速やかに対応し、本市の承認を得ること。なお、脆弱性診断の観点は「政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（デジタル庁）」に準拠すること。

- ・ 不正アクセスや情報漏えいの追跡調査を可能にするため、管理者や使用者のログイン履歴、操作履歴、データアクセス履歴等の監査ログを取得・保管し、改ざんを防止する措置を講じること。ログの保管期間は別途、本市と協議のうえ定めること。

(5) UX/UI 及びメンテナンス

- ・ 誰にでも直感的で分かりやすいデザインと操作性等を備え、優れたユーザビリティを有していること。
- ・ 使用するスマホ・OSに適応してアプリの画面表示が最適化されること。
- ・ アプリ画面のデザインや機能等の修正について、本市との協議のうえ、可能な限り柔軟に対応できること。

(6) 動作テスト

- ・ 本仕様書に定める要件が正常に動作することを確認するために、単体テスト、結合テスト、総合テストを実施し、本市の承認を得ること。

10 納品及び検査

受託者は、業務が完了したときは、業務報告書及び業務完了届を添えて本市に提出するとともに、以下の成果物を作成し、本市の検査を受け、別途指定する日までに本市に提出すること。

(1) 各種操作マニュアル

- ・ 自治会等管理者用及び市職員用マニュアル
- ・ 上記のマニュアルについては、PDF 形式に加え、本市において内容の追記・修正等の加工が可能なデジタルデータ（Microsoft Word、PowerPoint 形式等）を併せて提出すること。

(2) システム構成及び運用に関する資料（障害対応方針、連絡体制図等の更新版）

(3) 脆弱性診断実施結果報告書

(4) その他、本業務の遂行において作成した運用保守に資する資料として、本市が認めるもの

11 再委託

- ・ 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託してはならない。
- ・ 業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に、再委託先の名称、代表者氏名、再委託の内容・理由、再委託予定金額その他必要な事項を通知し、その承認を得なければならない。
- ・ 受託者は再委託先に対し、仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- ・ なお、再委託を行う場合は、可能な限り市内中小企業を活用するよう努めること。

12 個人情報保護及び情報セキュリティ対策

上記の業務内容に定めるほか、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の観点から、以下を遵守すること。

- (1) 受託者は、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置くこと。また、事業に従事する全ての従事者に適正な教育を行うとともに、個人情報保護及び守秘義務に関する事項を遵守する旨の誓約書（様式任意）を徴し、本市に提出すること。
- (2) 京都市個人情報保護条例等の例規を遵守するとともに、個人情報の厳格な管理のために万全の体制を整備し、個人の権利権益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (3) 本市の所有する全ての情報資産を取り扱う際は、本市の情報セキュリティ関係規定を遵守しなければならない。また、本市の所有する全ての情報資産は持出しを禁止する。
- (4) 業務遂行上、知り得た業務上の機密、個人情報等は、業務期間中及び終了後も他に漏らしてはならない。
- (5) 業務遂行上、受託者の保有する情報機器を使用する場合は、有線、無線を問わず、公衆無線 LAN 等、受託者が用意した以外のネットワークには接続できないように制限すること。また、使用するインターネット回線は、業務に使用する機器以外が接続できないよう必要な措置を講じること。
あわせて、有線、無線を問わず、許可を受けた記録媒体等の外部機器を情報機器に接続できないように制限すること。
- (6) 受託者の情報機器には、ウイルス対策ソフトのインストール及び定期的なウイルス定義ファイルの更新を行うこと。
- (7) 本業務終了後、使用した受託者の情報機器については、入力情報の復元ができないように適切な処置を講じること。
- (8) 個人情報漏えい等の事案が発生した場合には、直ちに本市に報告すること。
- (9) その他、本仕様書に記載のない項目については、「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」及び「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」のとおりとする。

13 知的財産権及びデータの帰属

- (1) システム固有の知的財産権
 - ・ 既存システムに係るソースコード・プログラム等の知的財産権は受託者に帰属するものとする。市は契約期間中、本システムの利用権を有する。
- (2) 市の成果物及びデータ

- ・ 業務遂行により作成されたマニュアル、市固有のデザイン・設定テンプレート等の著作権は市に帰属する。
- ・ 本システム内に蓄積されたデータの情報資産権は市に帰属する。受託者との契約終了に伴い、これらの一切の運用データを他社へ移行する必要がある場合には、汎用性のあるフォーマット（CSV 等）で無償かつ速やかに受領できるものとする。なお、データの取扱いにあたっては個人情報保護に関する関係法令を厳格に遵守すること。

14 その他

- ・ 受託者は、業務の履行状況を証する資料を保管し正確な状況を把握するとともに、それらを本市の求めに応じて提出しなければならない。また、委託料の支払が完了するまで挙証資料を保管しなければならない。
- ・ 業務の履行状況の実態を確認するため、本市が立入検査又は監査（以下「立入検査等」という。）を求めることができ、受託者は、本市の立入検査等を受け入れなければならない。
- ・ 受託者は、事業の遂行に当たっては責任者を明確にし、本市と常時密な情報共有及び十分な協議を行うとともに、本市の指示に従うものとする。また、業務内容等について疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議のうえ、対応すること。
- ・ 本システムの仕様変更や連携機能の追加に係る開発単価・工数等の算定根拠について、市場標準価格の適正性について協議できるものとする。
- ・ 来年度以降、本業務において、今年度の受託者とは別の事業者が契約相手方となった場合は、必要な引継ぎを遺漏なく実施すること。
- ・ 受託者は、本契約終了後であっても、本業務委託の範囲内における本市の問合せ等に応じること。
- ・ 受託者は、本業務委託の遂行上、必要と認められるもので、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに本仕様書に明記していない事項については、対応方法を本市と協議する。
- ・ 受託者が本業務によって本市又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。
- ・ 災害等緊急対応が必要な場合の連絡体制を構築のうえ、本市に提出し、共有すること。また、体制変更等により修正がある場合は、直ちに修正した連絡体制を共有すること。

15 事業想定スケジュール

令和 8 年

契約締結日～ ：システム開発、運用開始準備

10月以降：操作説明会、モデル団体での先行運用開始
随時：利用実績の蓄積、ユーザー意見の収集

令和9年

～3月：業務報告書等提出、次年度の見積書の提出

4月～：本格稼働

※ 上記は標準的な想定であり、提案者がより効果的と考えるスケジュールを提示すること。